

国際運輸業を行う法人に係る所得金額等に関する明細書

	事業 年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	法人 名	
摘 要				金 額
総 運 賃 収 入 金 額 (1)				円
① の 内 訳	外国から生じた運賃収入金額 (2)			
	内国から生じた運賃収入金額 ((1) - (2)) (3)			
② の 内 訳	外 国 名			

1 所得金額又は欠損金額の計算

総 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 (4)	
外国から生じた所得金額又は欠損金額 ((4) × $\frac{(2)}{(1)}$) (5)	
内国から生じた所得金額又は欠損金額 ((4) - (5)) (6)	
繰越欠損金額等の当期控除額 (7)	
差 引 計 ((6) - (7)) (8)	

2 報酬給与額等の計算

報 酬 給 与 額 総 額 (9)	
外国から生じた報酬給与額 ((9) × $\frac{(2)}{(1)}$) (10)	
内国から生じた報酬給与額 ((9) - (10)) (11)	
純 支 払 利 子 総 額 (12)	
外国から生じた純支払利子 ((12) × $\frac{(2)}{(1)}$) (13)	
内国から生じた純支払利子 ((12) - (13)) (14)	
純 支 払 賃 借 料 総 額 (15)	
外国から生じた純支払賃借料 ((15) × $\frac{(2)}{(1)}$) (16)	
内国から生じた純支払賃借料 ((15) - (16)) (17)	

3 単年度損益の計算

総 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 (4)	
租税特別措置法第59条の2又は令和2年旧措置法第59条の2若しくは第68条の62の2により所得金額計算上損金の額に算入した金額 (18)	
租税特別措置法第59条の2又は令和2年旧措置法第59条の2若しくは第68条の62の2により所得金額計算上益金の額に算入した金額 (19)	
租税特別措置法第66条の5の3(第2項に係る部分を除く)又は令和2年旧措置法第68条の89の3(第2項に係る部分を除く)により所得金額計算上損金の額に算入した金額 (20)	
単 年 度 損 益 ((4) + (18) - (19) + (20)) (21)	
外国から生じた単年度損益 ((21) × $\frac{(2)}{(1)}$) (22)	
内国から生じた単年度損益 ((21) - (22)) (23)	